

民間事業者の宇宙活動の進展に向けて

— 宇宙関連 2 法案 —

内閣委員会調査室 長谷 悠太

1. はじめに

米国のベンチャー企業であるスペースX社が再利用可能なロケットを用いた商用サービスを年内にも始めようとしているように¹、技術の進歩とともに人工衛星及びロケットの小型化や低価格化が進み、宇宙産業は世界的に成長を続けている。我が国においても、平成27年11月、国産ロケットとして初めて商業衛星を載せたH-IIAロケットが打ち上げられるなど、民間の宇宙活動は活発になっており、国際競争力の観点からも民間が宇宙ビジネスを行うための環境を整備する必要性が高まりつつある。しかし、これまで我が国における宇宙活動は、根拠法令を有する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）など国と特別の関係を持つ者のみが行ってきたため、民間の宇宙活動に係る法制度の整備がなされていない。また、人工衛星に搭載したセンサにより地球表面を観測し得られる衛星リモートセンシング記録²は、農業、防災・減災、鉱物資源、社会インフラ整備・維持等の幅広い分野で活用されており、新産業・新サービスの創出が期待されている。同記録の利用は今後も拡大すると見込まれているが、安全保障上の観点から、その取扱いが適正に行われるよう制度整備を図ることが課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成28年3月、第190回国会に「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案」（以下「宇宙活動法案」という。）及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案」（以下「衛星リモートセンシング法案」という。）が提出された。両法律案は、同年4月に衆議院内閣委員会に付託され、同年6月、衆議院本会議において、同委員会における継続審査が議決された。同年8月、第191回国会においても引き続き継続審査が議決されており、第192回国会において活発な議論が行われることが見込まれる。

本稿では、これまでの我が国の宇宙政策や両法律案の提出に至る経緯を概観するとともに、両法律案の概要及び論点を示すこととしたい。

2. 我が国の宇宙開発利用の推進体制

本章では、我が国の宇宙開発利用の推進体制の変遷と、宇宙基本法の制定から両法律案

¹ 『日本経済新聞』（平28.6.8）。ただし、平成28年9月1日（現地時間）、同社の再利用可能な無人ロケットが打上げ前の試験中に爆発事故を起こしたため、今後の運用等に影響が出る可能性がある（『日本経済新聞』夕刊（平28.9.2））。

² 本稿で解説する衛星リモートセンシング法案においては、許可制度を設けるに当たり、対象となる記録の定義を規定する（後述3（2）ア及び4（2）ア）。

の提出に至る経緯について概観する³（主な経過については後掲図表 1 を参照）。

（１）我が国における宇宙開発の推進体制の整備

世界初の人工衛星であるスプートニク 1 号は、1957（昭和 32）年にソビエト連邦により打ち上げられた。冷戦の最中で米国とソビエト連邦を中心とする宇宙開発競争が行われていたこともあり、宇宙開発・利用に関する国際社会の関心は当初から高かった。1959（昭和 34）年、国連は「宇宙空間の平和利用に関する国際協力」と題する決議を採択し、宇宙空間の研究に対する援助、情報の交換、宇宙空間の平和利用のための実際的方法及び法律問題の検討を行う「宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）」を常設委員会として設置した。同委員会は、5つの宇宙諸条約⁴の起草やその監督を始め、宇宙空間の平和利用を進めるために、宇宙に関する幅広い分野の議論を行っている。

こうした国際情勢の中、我が国においては、昭和 30 年に東京大学でペンシルロケットの発射実験が行われるなど科学目的でのロケット研究が進んでいたが、世界の趨勢に遅れることなく実用衛星を開発する重要性の認識が次第に高まり、昭和 39 年、科学技術庁に宇宙開発推進本部が設置された⁵。その後も宇宙開発の推進体制は見直しが行われ、宇宙開発に関する重要政策に関し企画・審議・決定を行う宇宙開発委員会⁶の総理府への設置（昭和 43 年）や、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行うため、宇宙開発推進本部を発展的に解消した特殊法人宇宙開発事業団（NASDA）の設立（昭和 44 年）等により落ち着くこととなった。

（２）宇宙基本法の制定と宇宙政策に係る推進体制の強化

宇宙開発委員会は、我が国の宇宙開発の指針となる宇宙開発政策大綱の策定（昭和 53 年初決定。後に 3 度改訂されている）などを行ってきたが、平成 13 年の中央省庁再編により文部科学省に移管され、我が国の宇宙開発の長期的かつ基本的な方向を見定めながら、JAXA の中期目標の基となる「宇宙開発に関する長期的な計画」等に関し調査審議する機関へとその位置付けが見直された。宇宙開発に関する企画立案と総合調整は、内閣総理大臣を議長とする総合科学技術会議が担うこととなったが、宇宙開発利用は、科学技術的な観点に限らず、安全保障、災害対策、産業振興など様々な分野と関係があることから、

³ 宇宙基本法及び宇宙基本計画（第 1 次。後述）の制定経緯や制定当時の宇宙政策に関する課題については、神田茂「宇宙の開発利用の現状と我が国の課題（前編）－宇宙基本法・宇宙基本計画を活かすには－」『立法と調査』第 302 号（平 22.3）、「宇宙の開発利用の現状と我が国の課題（後編）－宇宙基本法・宇宙基本計画を活かすには－」『立法と調査』第 303 号（平 22.4）を参照。

⁴ ①月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（宇宙条約）、②宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定（宇宙救助返還協定）、③宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約（宇宙損害責任条約）、④宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約（宇宙物体登録条約）及び⑤月その他の天体における国の活動を律する協定（月協定）であり、我が国は⑤を除く 4 条約に加盟している。

⁵ 第 51 回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会宇宙開発に関する小委員会議録第 1 号 1 頁（昭 41.2.24）

⁶ 総理府宇宙開発委員会は、国務大臣たる科学技術庁長官を委員長とし、宇宙開発に関する重要政策に関する事項等を企画・審議し、内閣総理大臣は委員会の決定に基づき述べられた意見を尊重する義務があった。一方、文部科学省に移管後の宇宙開発委員会及び内閣府宇宙政策委員会（後述 2（2））の位置付けは、いずれも審議会である。

総合的な宇宙開発利用政策の企画・調整機能の強化が求められるようになった。その後、平成 20 年 5 月、宇宙開発利用の基本理念を示すとともに宇宙開発戦略本部の設置や宇宙基本計画の作成等を内容とする「宇宙基本法案」が衆議院内閣委員会において起草され、参議院における審査を経て成立した（平成 20 年法律第 43 号）。同年 8 月に施行された同法に基づき、内閣に、本部長を内閣総理大臣、副本部長を内閣官房長官及び宇宙開発担当大臣⁷、本部員を本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣とする宇宙開発戦略本部（以下「本部」という。）が設置された。

宇宙基本法の附則では、政府は、本部に関する事務処理を内閣府に行わせるために必要な法制整備（附則第 2 条）、JAXA その他の宇宙開発利用に関する機関の在り方等についての検討・見直し（附則第 3 条）、宇宙開発利用に関する施策を推進するための行政組織の在り方等についての検討（附則第 4 条）を行うものとして定められた。これを受けて、本部の下に有識者で構成される宇宙開発戦略専門調査会（以下「専門調査会」という。）が設置され、宇宙開発利用施策の推進体制等に関し検討を進め、平成 24 年 6 月、宇宙の開発及び利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する総合調整等の事務を内閣府の所掌事務とすること等を内容とする「内閣府設置法等の一部を改正する法律案」（以下「内閣府設置法等改正法」という。）が成立した（平成 24 年法律第 35 号）。同法の施行を受け内閣府に宇宙戦略室が設置され、本部に関する事務の一次的調整のほか、宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整等を行うこととなった。また、宇宙開発利用に係る政策に関する重要事項、関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項等の調査審議を行うため、内閣府に宇宙政策委員会が設置される一方、文部科学省の宇宙開発委員会は廃止された。こうして我が国の宇宙政策は、司令塔機能を有する本部及び内閣府を中心に進められていくこととなった。

（3）JAXAに係る体制の見直し

平成 15 年 10 月、NASDA は宇宙科学研究所（ISAS）⁸、航空宇宙技術研究所（NAL）⁹ と統合し JAXA に改組され¹⁰、文部科学省の宇宙開発委員会等を中心に監督が行われることとなった。その後宇宙政策の重要性が高まり、政府部内の推進体制の見直しが進んだ結果、平成 24 年の内閣府設置法等改正法（前述）の施行により JAXA 法¹¹も改正

⁷ 宇宙基本法第 29 条第 1 項において、内閣総理大臣の命を受けて、宇宙開発利用に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣と定義されている。当初は内閣の担当大臣として任ぜられていたが、平成 24 年 7 月の内閣府宇宙戦略室の設置以降は、新設された内閣府特命担当大臣（宇宙政策担当）がその任に就いている。

⁸ 宇宙科学研究所の前身である宇宙航空研究所は昭和 39 年に東京大学に設立され、固体燃料を用いた L-4 S ロケットによって我が国初（世界で 4 か国目）の人工衛星「おおすみ」を軌道に送るなど、宇宙理学と宇宙工学が一体となった科学衛星の研究・開発を行ってきた。昭和 56 年に宇宙科学研究所に改組され文部省の所管となって以降、全国の大学の共同利用機関としての役割も担っていた。

⁹ 昭和 30 年に総理府に設置された航空技術研究所を前身とし、昭和 63 年に宇宙部門も加わり航空宇宙技術研究所となった。

¹⁰ ISAS は平成 28 年現在も JAXA の一機関として活動を続けている。

¹¹ 平成 14 年の根拠法成立時の名称は「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」である。独立行政法人改革に伴う国立研究開発法人制度を導入するための法改正により、平成 27 年 4 月から「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」と名称が変更された。本稿では JAXA 法と総称する。

された。同改正の主な内容は、JAXAの目的規定における平和利用に関する記述を宇宙基本法と整合的なものとする¹²、JAXAの業務として、人工衛星等の開発、打上げ、運用等の業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うことを追加し、それに伴い所管官庁に従来の文部科学省及び総務省のほか内閣府及び経済産業省を追加すること等であった。またJAXAは、第2次宇宙基本計画（後述）において政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的实施機関と位置付けられ、同分野の基礎研究から開発・利用に至るまで一貫して担うこととなった。なお、平成27年4月から国立研究開発法人¹³に移行したことにより、研究成果の最大化を目指す役割を従前以上に求められるようになった。

（４）宇宙基本計画の策定

宇宙基本法は、政府は宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない旨定めている。同法施行後、専門調査会において検討が進められ、平成21年6月、最初の基本計画（計画期間：策定から5年間）が本部決定された。その後、平成24年の内閣府設置法等改正法により、新たな宇宙開発利用の推進体制が整ったことなどから、内閣府宇宙政策委員会を中心に新たな基本計画について検討が進められ、平成25年1月、第2次となる基本計画（計画期間：平成25～29年度の5年間）が本部決定された。

第2次基本計画策定後、平成25年12月に内閣に国家安全保障会議が設置されるとともに、「国家安全保障戦略」が閣議決定されるなど、我が国の安全保障をめぐる体制は大きく変化した。これを受け、平成26年6月、宇宙政策委員会の下に、安全保障政策と連携した宇宙政策の在り方等を検討するため、基本政策部会が設置された。同年9月に開催された本部会合において、同部会で作成された「中間取りまとめ」が報告された際、安倍内閣総理大臣は、我が国の安全保障上、宇宙の重要性は著しく増大しているとして、新たな基本計画を策定するよう指示した。これを受け平成27年1月、産業界の投資の「予見可能性」を高め、産業基盤を強化するため、今後20年程度を見据えた10年間の長期整備計画と位置付けられた第3次となる基本計画が本部決定された。第3次基本計画では、宇宙開発利用全般を支える体制・制度等の強化策の一つとして、海外衛星事業者からの衛星打上げサービス受注を後押しし、民間事業者による宇宙活動を支えるための「宇宙活動法案」と、「リモートセンシング衛星を活用した民間事業者の事業を推進するために必要となる制度的担保を図るための新たな法案」を平成28年の常会に提出することを目指す¹⁴とされた。

¹² 法制定時から本改正まで、JAXAは「平和の目的に限り」業務を行うとしていた。本改正では、当該部分が「宇宙基本法第2条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり」に改められ、安全保障目的の研究開発が可能となった。

¹³ 研究開発に係る業務を主要な業務として、中長期的（5～7年）な目標・計画に基づき行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人のこと。

¹⁴ 第1次、第2次の基本計画も「宇宙活動に関する法制の整備」について言及しているが、時期については触れられていなかった。ただし第2次基本計画では、必要に応じて欧米の産業保護策を参考にするなど、検討内容が具体的に示され、多国間協議の場において、宇宙活動の安全性、持続可能性等を向上させていくための「宇宙活動に関する国際行動規範」について検討が行われていることに触れ、法制整備の検討においてその状況に留意することとされた。なお、同規範は平成27年9月時点でも議論が行われており、その案が公表

なお、第3次基本計画においては、政策項目の進捗状況を明確にするため、工程表も併せて策定し、毎年本部において改訂を行うことになっている¹⁵。

(5) 宇宙関連2法案の提出

第3次基本計画において、両法律案の具体的な提出時期に言及がなされたことを踏まえ、平成27年2月、宇宙政策委員会の宇宙産業・科学技術基盤部会の下に、宇宙法制小委員会が設置され、同年4月から議論が開始された。同小委員会においては、宇宙活動法については、我が国にふさわしい法制度の在り方、宇宙活動の許可・監督の在り方、宇宙活動に起因する損害を被った被害者の保護と産業振興・国際競争力確保を両立する損害賠償制度の在り方等を、衛星リモートセンシングに係る法制については、当該法制の立法目的とその達成のために法制度により管理を行うべきデータの範囲、当該データを取り扱う行為のうち、法制度により管理を行うべき行為の範囲と管理の実効性・効率性、当該行為を行う者のうち法制度により管理を行うべき者の範囲等を主要な論点とし、JAXAや民間事業者等を招き、平成28年2月までに7回にわたって会合を開き検討を行った。そして同年3月、第190回国会に宇宙活動法案（閣法第41号）及び衛星リモートセンシング法案（閣法第42号）が提出された。

図表1 我が国の宇宙関連法制に係る主な経緯

年	月	主な出来事
昭和43年		宇宙開発委員会設置法(閣法)の施行により、宇宙開発委員会が総理府に置かれる。
昭和44年		宇宙開発事業団法(閣法)の施行により、特殊法人宇宙開発事業団が設立される。
平成13年		中央省庁再編。宇宙開発委員会は文部科学省に置かれる審議会となる。
平成15年		宇宙開発事業団など3機関が改組され、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)が発足。
平成20年	5月	宇宙基本法案(議員立法)が成立、同年8月に施行。
	8月	基本法に基づき内閣に宇宙開発戦略本部が設置される。翌9月に本部の下に宇宙開発戦略専門調査会が、10月に専門調査会の下に宇宙活動に関する法制検討WGが設置される。
平成21年	6月	基本法に基づき宇宙基本計画(計画期間:策定から5年間)が本部決定される。
平成24年	7月	「内閣府設置法等の一部を改正する法律」の施行を受け、内閣府に宇宙戦略室と宇宙政策委員会が設置される(宇宙開発委員会は廃止)。また併せてJAXA法の改正も行われる。
平成25年	1月	第2次宇宙基本計画(計画期間:平成25~29年度)が本部決定される。
平成27年	1月	国家安全保障戦略を踏まえた第3次宇宙基本計画(計画期間:策定から10年間)が本部決定される。
	4月	・JAXAが国立研究開発法人に移行する。 ・宇宙法制小委員会において宇宙関連2法案の検討が始まる。
平成28年	3月	「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案」「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案」が第190回国会に提出される。

(出所) 内閣府資料等を基に作成

されている。<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/space/kokusaikoudou.html>>(平28.9.16最終アクセス)

¹⁵ 平成28年度改訂については、宇宙政策委員会が改訂に向けた中間取りまとめを公表し、平成28年8月9日から同年9月8日にかけて意見募集が行われた。

3. 両法律案の概要

(1) 宇宙活動法案の提出の背景及び概要

ア 法案提出の背景

宇宙条約等の国際約束において、民間事業者等が宇宙で活動するためには、国の許可・監督が必要とされている¹⁶。さらに、民間事業者等の宇宙活動を促進する上で被害者保護を重視すべきとされているところ、国際競争力の強化の観点も踏まえ、第三者損害賠償制度などを整備する必要性が生じている。ロケット打上げ等のベンチャー企業など、独自の宇宙活動を行う民間事業者が世界的に増加する傾向にある中、米国やフランスを始め世界各国で次々と宇宙活動法が制定されており、その数は平成 27 年 4 月現在 20 か国に上っている¹⁷。

我が国においては、昭和 58 年、宇宙救助返還協定、宇宙損害責任条約及び宇宙物体登録条約の宇宙 3 条約に加入する際には、当時、ロケット等の打上げ機関が、国と特別の関係にある NASDA 及び ISAS（現 JAXA）に限られていたことに鑑み、同年 3 月の閣議口頭了解¹⁸に基づき、既存の法令で対処することとしていた¹⁹。しかし、時代の変化とともに宇宙開発に係る民間事業者の活動が増大することが見込まれるようになったことから、平成 20 年の宇宙基本法第 35 条は、政府は宇宙活動に係る法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならないとともに（第 1 項）、法制の整備は国際社会における我が国の利益の増進及び民間における宇宙開発利用の推進に資するよう行われるものとする（第 2 項）と規定した。衆参両院の内閣委員会における同法案の審査の際には、政府に対し、同法の施行後 2 年以内を目途に、宇宙開発利用に関する条約等に従い、宇宙活動に係る規制などに関する法制を整備するよう努めることを求める決議がそれぞれなされた²⁰。

平成 20 年 9 月、専門調査会の下に「宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ」が設置され、宇宙活動法に関する国際動向、宇宙活動に関する我が国の現状や宇宙活動法に対する要望等を踏まえ、宇宙活動法の適用対象、宇宙物体の登録、宇宙活動に対する国の監督、宇宙損害の賠償及び宇宙救助返還等について論点整理を行った。平成 22 年 3 月、同ワーキンググループは意見募集の結果も踏まえ、「宇宙活動に関する法制検討 WG 報告書〈中間取りまとめ〉」を公表した。その後宇宙開発利用を所管する行政組織の見直しに向けた検討が進められ²¹、平成 24 年 7 月の内閣府設置法等改正法の施行に伴

¹⁶ 例えば宇宙条約第 6 条は、宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とすることを定める。

¹⁷ 内閣府宇宙戦略室「宇宙法制関連の現況説明及び今後の進め方」（平成 27 年 4 月）（宇宙政策委員会第 1 回宇宙産業・科学技術基盤部会宇宙法制小委員会（平成 27 年 4 月 9 日）配付資料）

¹⁸ 「宇宙 3 条約の締結及びその実施について」（昭和 58 年 3 月 29 日閣議口頭了解）

¹⁹ 「我が国における宇宙 4 条約に関する国内措置の現状について」（宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会第 1 回宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ（平成 20 年 11 月 19 日）配付資料）

²⁰ 衆議院内閣委員会においては、法律案起草と併せて「宇宙の開発及び利用の推進に関する件」が決議された（第 169 回国会衆議院内閣委員会議録第 14 号 15 頁（平 20.5.9））。参議院では附帯決議に盛り込まれている（第 169 回国会参議院内閣委員会議録第 14 号 15 頁（平 20.5.20））。

²¹ 内閣府設置法等改正法案の国会審議において、古川元久宇宙開発担当大臣は、法案作成に向けた更なる検討を進めるためには法律の所管省庁を明らかにする必要がある、そのためには宇宙開発利用の行政組織を見直

い専門調査会は廃止されることとなったため、「最終取りまとめ」は作成されなかったが、同中間取りまとめでの議論は、宇宙法制小委員会における宇宙活動法案の検討の際にも参照された²²。

イ 人工衛星等²³の打上げに係る許可制度

現在、国内で人工衛星等を打ち上げる場合、国が直接監督するJAXAの打上げ射場²⁴が主に利用されている²⁵。そのため人工衛星等の打上げは、JAXA法においてJAXAの業務の一つとして定義され(第18条第1項第4号)、JAXAは、国(文部科学省)の認可を受けた「人工衛星等打上げ基準」を独自に策定している。JAXAはこのほか、ロケット打上げ、準備作業等に係る安全を確保するため、システム安全など独自の打上げ安全審査を実施している。JAXAの安全審査の結果は、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会宇宙開発利用部会が定める「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全対策の評価基準」に基づき、同部会において調査審議を受けている。

宇宙活動法案では、国内に所在する打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けることとし、人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所、打上げの予定時期、打上げ用ロケットの飛行経路、打上げ用ロケットに搭載する人工衛星の数や利用目的等を記載した申請書を内閣府に提出することが求められる。許可を受けるためには、打上げ用ロケットや打上げ施設が、内閣府が定める安全基準(「ロケット安全基準」や「型式別施設安全基準」)を満たしていることが必要であるが、型式認定制度²⁶及び適合認定制度²⁷を創設し、事前に認定を受けることにより、許可に係る手続の処理の迅速化を図ることとする。また、施行の際には、JAXAについても本法律による許可制度の下での運用となることと、これまでの実績等を踏まえ、型式認定及び適合認定における手続の簡略化を認めることとしている。

ウ 人工衛星の管理に係る許可制度

宇宙物体登録条約は、宇宙物体の打上げ国は、登録簿により当該宇宙物体を登録し、国連に当該宇宙物体に関する情報を提供することを、加盟国に対して義務付けている²⁸。我が国では現在、民間事業者が管理する人工衛星については、関係法令又は行政指導で

すことが必要であったため、宇宙活動法の検討がその後進捗してこなかった旨答弁した(第180回国会参議院内閣委員会会議録第12号19頁(平24.6.20))。

²² 宇宙政策委員会第3回宇宙産業・科学技術基盤部会宇宙法制小委員会議事録(平成27年6月2日)5頁など。

²³ 法律案では、人工衛星及びその打上げ用ロケットと定義される。

²⁴ 種子島宇宙センター(鹿児島県熊毛郡)及び内之浦宇宙空間観測所(鹿児島県肝属郡)の2か所がある。現在、前者ではH-IIAロケット及びH-IIBロケット、後者ではイプシロンロケットの打上げが行われている。

²⁵ H-IIAロケット及びH-IIBロケットは、JAXA(NASDA時代を含む)と三菱重工業株式会社(MHI)が共同開発したロケットであるが、打上げ実績を重ねた現在は、いずれもMHIが提供する「打上げ輸送サービス」により打上げが行われている。JAXAは、打上げ施設の整備等を含む安全確保業務やロケットの飛行データの取得業務などを担当している。

²⁶ 打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しているかについての認定制度。

²⁷ 打上げ施設の設計が型式別施設安全基準に適合しているかについての認定制度。ロケットの型式ごとに打上げ施設の安全基準を設ける必要があるとされている。

²⁸ 我が国では文部科学省が登録簿を管理し、外務省が国連に登録の通報を行っている。

定める範囲で情報を取得し外務省及び他の関係行政機関に通報する運用を行っている²⁹。本法律案では、国内の人工衛星管理設備を用いて管理を行おうとする場合、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を必要とすることで、国が登録簿で管理するに当たり必要な情報を得られるようにする。

また、機能を停止した人工衛星が宇宙空間に放置されスペースデブリ（宇宙ゴミ）³⁰となることが近年一層深刻化しており、国際的な問題となっている。本法律案では、許可の条件として人工衛星の高度を下げた空中で燃焼させるなどの方法により、管理の終了に伴う措置（終了措置）を講ずることを求めており、スペースデブリの増加の防止が意図されている。人工衛星管理者が管理に係る事業の譲渡を行う場合や管理者である法人が合併により消滅する場合などにおいては、事業の譲受人等が終了措置を講じなければならないとしている。

エ ロケット落下等損害³¹及び人工衛星落下等損害³²の第三者損害賠償制度

人工衛星等の打上げに際しては、仮に失敗した場合、その被害が甚大となる可能性があることから、公共の安全確保や迅速な被害者保護について万全な対策を講じることが重要となる。宇宙損害責任条約は、打上げ国は、自国の宇宙物体が地表において引き起こした損害又は飛行中の飛行機に与えた損害の賠償について無過失責任を負うと定めており³³、現在の我が国の法制では、JAXAに対して人工衛星等の打上げを行う際の保険契約の締結を義務付けている（JAXA法第21条及び第22条）が、本法律案で民間事業者の宇宙活動も対象とする第三者損害賠償制度を創設する。

本法律案では、打上げ実施者に損害賠償担保措置（第三者賠償責任保険³⁴の加入等）を義務付け、ロケット落下等損害、人工衛星落下等損害ともに、条約と同様に無過失責任の考え方を採用する。併せて責任集中の考え方も採用され³⁵、責任を負うべき打上げ実施者以外の者は損害賠償責任を負わないこととする³⁶。このほか、損害賠償担保措置でもカバーすることのできない多額の損害が発生した場合は、政府が締結することので

²⁹ 例えば電気通信事業法に基づく電気通信事業の登録が該当する。

³⁰ 国際法上確立した定義はないが、宇宙に打ち上げられた後、役割を終えたり故障したりした人工衛星や、ロケットの部品、爆発した衛星の破片など、地球周辺の軌道を回る無用な物体のことである。10cm以上のものは約2万個あるとされ、秒速約7～8kmで地球の周りを周回しているため、1cmほどの宇宙ゴミでも、宇宙機や遊泳中の宇宙飛行士に衝突すれば大きな被害をもたらすことになる。最近では、2007（平成19）年にCOPUOSで宇宙ゴミの発生抑制を目的としたスペースデブリ低減ガイドラインが採択されている。

³¹ 人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後、人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等や、人工衛星が正常に分離された後のロケットの落下や爆発により、地表や飛行中の航空機等において人の生命等に生じた損害のことをいう。

³² 人工衛星の打上げ用ロケットから正常に分離された人工衛星の落下又は爆発により、地表や飛行中の航空機等において人の生命等に生じた損害のことをいう。

³³ 高度な科学技術により実施される宇宙活動を原因として発生した損害に対する賠償請求を行うに当たり、被害者に求められる加害者の故意・過失の立証が困難であることに配慮したものである。

³⁴ 自動車損害賠償責任保険（自賠責）や労災総合保険（使用者賠償）など様々な分野で利用されている。

³⁵ 無過失責任と責任集中の考え方は、原子力損害の賠償に関する法律や水質汚濁防止法と同様のものである。

³⁶ 製造物責任法（いわゆるPL法）の規定は適用しないとされた。PL法では、欠陥のある部品を作った製造業者を特定した上でその者に対して損害賠償請求を行う必要があるが、宇宙活動法はこの考え方によらないことになる。なお、責任集中により損害を賠償した打上げ実施者は、他に責任を負うべき者に対する求償権を有する。

きる損害賠償補償契約³⁷に基づいて補償を行うこととする。

損害賠償担保措置の保険金額は、打上げ用ロケットや打上げ施設の規模などの事情を勘案して内閣府が定める金額を基に設定される予定であり³⁸、国の補償についても、国際競争力強化の観点を踏まえて制度設計することで³⁹、打上げ実施者が負う第三者損害賠償リスクを合理的な水準にとどめるとしている。

オ 内閣総理大臣による監督

内閣府の長たる内閣総理大臣は、打上げ実施者や人工衛星管理者に対し、必要に応じて、立入検査や指導・勧告、是正命令等を行う。

カ その他

本法律案で許可制度を導入するに当たり、内閣府令で許可等に係る基準を定めることとなるが、その妥当性の判断には高度な専門性が要求されることとなる。そのため、内閣総理大臣は、イ及びウに係る安全基準等に関する内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、宇宙政策委員会の意見を聴かなければならないこととする。

また、国が行う人工衛星等の打上げ⁴⁰及び人工衛星の管理については、いずれも本法律案の許可制度の対象とはしないこととする。

キ 施行期日等

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、施行日から円滑に打上げや管理を行うことができるよう、許可等の申請は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から可能とする。なお、この法律の施行までに打ち上げられ、既に行われている人工衛星の管理については、本法律案の許可制度の対象としない。

(2) 衛星リモートセンシング法案の提出の背景及び概要

ア 法案提出の背景

衛星リモートセンシング記録とは、リモートセンシング衛星⁴¹に搭載される衛星リモートセンシング装置により得られたデータのうち、地上に発信する無線設備を用いて衛星から受信し、有用な情報になるよう加工等を施したものであり⁴²、農業、資源、防災など様々な分野で活用されている(図表2)。衛星リモートセンシング装置の高分解能化、

³⁷ 法律案では、テロリズム等の発生などを原因とするものは、適正な保険料を算出することが困難なものとして「特定ロケット落下等損害」と定義され、通常予見され得るロケット落下等損害とは区別されている。

³⁸ 「第三者損害賠償制度に関する具体の論点について」(宇宙政策委員会第5回宇宙産業・科学技術基盤部会宇宙法制小委員会(平成27年10月13日)配付資料)では、現在我が国で打ち上げられるロケットはH-II Aロケットなど型式が限定されていることから、保険金額は一律200億円と設定されているが、今後は小規模なロケットの打上げも予定されることから、改めて保険金額を政省令で規定することが妥当としている。

³⁹ 宇宙活動に関する国家補償制度の導入は宇宙活動に係る先進国の趨勢となっており、米国の商業打上げ法では15億ドル、フランスの宇宙活動法では無制限の国家補償を認めている。

⁴⁰ 「国」にはJAXAを含まない。なお、現在までに国が打上げを行った例はない。

⁴¹ 我が国が保有する例として、光学衛星ASNARO-1やSAR(レーダー)衛星ALOS-2、情報収集衛星(IGS)などがある。

⁴² 本法律案で許可制度の対象となる記録は、安全保障に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める基準に該当するもの等をいう。

衛星の小型化による低コスト化、動画対応等が近年急速に進展し、我が国においても、衛星リモートセンシング記録の利用は急速に拡大すると見込まれている。一方で、高画質のデータは適切に管理されなければテロリスト等に悪用される懸念があるため、安全保障上の観点からルールを定めることが重要である。しかし、国際的なルールは定められておらず、各国は国内法を整備することで対応しており、我が国においても制度整備が課題となっている。

リモートセンシング政策に関しては、平成 22 年 12 月、専門調査会の下に、地球観測衛星及び衛星データ利用促進を含め、リモートセンシングの総合的施策の推進に向けた専門的な調査検討を行うため、「リモートセンシング政策検討ワーキンググループ」が設置された。ワーキンググループでは、官民の役割と産業振興の在り方、衛星の開発者・運用者と利用者間の連携・協力強化の在り方、衛星の情報・データ等統合的利用基盤及び衛星データの配布等に関わるデータポリシーの在り方、安全保障との調和の在り方、国際貢献・協力及び海外展開の在り方等が検討事項として整理された。特にデータポリシーの在り方に関しては、民間事業活動のための制度整備として、対象事業者の範囲、許可の仕組み、配布が制限される機微情報の判断の仕組みなどについて定めた法制化の必要性についても議論がなされた。しかし、同ワーキンググループの議論は、専門調査会の廃止（前述）の影響等により、平成 23 年 4 月の第 3 回会合をもって終了した。

図表 2 分野別のリモートセンシングの利用例

資源探査分野	岩石・鉱物の分類による鉱物資源探査、海表面の油徴による海底油田の探査等
農業分野	農地の作付分類、作物の収量や品質の推定、収穫適期の決定等
森林分野	樹種分類、森林成長モニタリング、森林管理等
環境分野	大気汚染・水質汚染・土壌汚染等の環境汚染分布等
土地利用分野	水域・森林・草地・裸地・市街地・工場等の土地利用(被覆)分類等
海洋分野	海水面温度等
防災分野	地震防災、火山防災等

(出所) 内閣府資料を基に作成

イ 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度

本法律案では、国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者は、衛星リモートセンシング装置ごとに許可を受けなければならないこととする。装置使用者の申請を許可するに当たっては、符号等の利用による不正使用防止措置、申請受信設備以外の使用禁止、申請軌道以外での装置の機能停止、故障などを含む使用終了時の措置等の義務を課す。

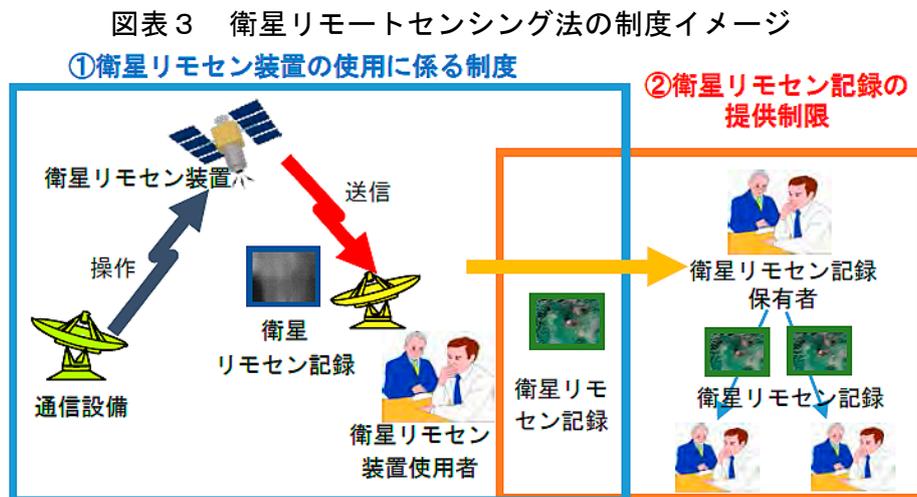
ウ 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制

衛星リモートセンシング装置を使用して記録を保有する者（衛星リモートセンシング記録保有者）が記録を提供する相手先や方法について制限を設ける。具体的にはエの認

定制度を設け、記録の提供先を当該認定を受けた者や政令で定める特定取扱機関等に限定するとともに、暗号など記録に適切な処理を施した上での提供を義務付ける。また、内閣総理大臣は安全保障上の理由（国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれ）により、衛星リモートセンシング記録保有者に対して、範囲や期間を定めた上で記録の提供の禁止を命ずることができることとする。

エ 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定

衛星リモートセンシング記録を取り扱う者は、内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分⁴³に従い、記録を適正に取り扱うことができると認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができることとする。



(出所) 内閣府資料

オ 内閣総理大臣による監督

内閣府の長たる内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者、衛星リモートセンシング記録保有者に対し、必要に応じて、立入検査や指導・勧告、是正命令等を行う。

カ 施行期日等

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、イの許可及びエの認定に係る申請の規定は、民間事業者等の活動に支障が生じないよう、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。また、この法律の施行までに打ち上げられ、現に使用されている人工衛星に搭載された衛星リモートセンシング装置の使用については一部規定を適用しない⁴⁴。

⁴³ 対象物判別精度、記録を加工して変更が加えられた情報の範囲や程度、記録されてから経過した時間等で幾つかの区分を定めるとしている。

⁴⁴ 例えば、使用中の衛星リモートセンシング装置に係る許可の申請が行われた場合、装置の構造等が申請者以外の者による不正使用を防止する措置等に関して内閣府令で定める基準に適合していなくとも、記録の漏えい等の防止に必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置等が講じられていると認められれば、申請者は使用を続けることができる（附則第3条）。

4. 両法律案の主な論点

(1) 宇宙活動法案の主な論点

ア 宇宙活動に係る規制と産業振興の両立

本法律案は、これまで明確なルールが定められていなかった民間事業者による人工衛星等の打上げや管理について、許可制度を設けることが大きな柱となっており、規制法という捉え方ができる。しかし、許可制度の創設と併せて、JAXAなど特別の機関のみならず、民間事業者にも適用される第三者損害賠償制度を創設することで、被害者の保護を図ることや、さらに宇宙ビジネスの発展に寄与することも重要な目的であると言えよう。

平成27年12月の本部会合において、安倍内閣総理大臣が「GDP600兆円に向けた生産性革命において、宇宙分野を柱の一つとして推進する」と発言したように、政府の宇宙産業の振興に取り組む姿勢は強まりつつある。同本部会合で決定された第3次基本計画の工程表（平成27年度改訂）では、「宇宙活動法にも関連し、宇宙機器・利用産業の将来動向や政府の関与の在り方に関する基本的視点（宇宙産業ビジョン（仮称））を整理し、平成28年度前半に中間とりまとめを行う」と記された。宇宙政策委員会は、「宇宙産業ビジョン検討に当たっての視点」において、我が国が将来目指すべき宇宙産業・ビジネスの絵姿、政府で対応すべき取組の在り方、産業界・企業やそのステークホルダーに期待される役割について主に検討することとしている⁴⁵。

規制と産業振興の両面を有する本法律案が、民間事業者の宇宙活動の進展にどれほど効果をもたらすのかが注目されるが、許可等に係る基準の策定など具体的な制度設計や運用は法案成立後に検討されていくことになる。コスト等の事情により、制度の枠組みがある程度明らかになってから今後の事業計画を立てる事業者が少なくないと思われるが、民間事業者が安心して宇宙活動を行えるよう、政府は法令の整備に加えて、このようなビジョンの策定を通じて、両面性についての考え方を明確に示すことが必要となるだろう。

イ 第三者損害賠償制度の考え方

本法律案では、これまでJAXAに対してのみ義務付けられていた保険契約の締結が民間事業者にも求められることとなる。国家補償として民間事業者と政府が契約する損害賠償補償契約の額を始めとする具体的な運用について検討されていくことになるが、保険金額や補償が支払われる条件等が十分でない場合、より充実した賠償や補償が行われる他国で打上げや管理が行われ、それにより人材や技術が国外に流出することにつながりかねない。逆に、小規模なロケットによる打上げなどリスクが小さいと認められる活動については、国の関与を減らし規制を緩やかにすることも検討に値するとの意見もある⁴⁶。こうした事情を勘案しつつ、ロケットなどの規模に応じたリスクに見合うよう

⁴⁵ 宇宙政策委員会「宇宙産業ビジョン検討に当たっての視点」（平成28年6月30日）
<<http://www8.cao.go.jp/space/committee/27-sangyou/sangyou-dai2/sankou1-2.pdf>>（平28.9.16最終アクセス）

⁴⁶ 小塚荘一郎「宇宙産業をバックアップする宇宙活動法の制定を」『航空と宇宙』（平24.12）

妥当な額が設定されることが望ましい。

また、本法律案では原子力損害⁴⁷の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）の適用を排除していないため、仮に原子力事業所にロケットが落下し原子力損害が発生した場合、打上げ実施者ではなく原子力事業者の損害賠償責任が優先することとなる（原子力損害が発生しない場合は宇宙活動法の規定が適用される）。原賠法も事業者の無過失責任を規定するが、「異常に巨大な天災地変」等の場合はその限りでないとしている（第3条第1項ただし書）ところ、政府は平成23年に発生した東日本大震災には適用されないと解釈している⁴⁸。宇宙活動法では、天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所が賠償の責任や額を定めるに当たり、その状況をしん酌することを認めているが⁴⁹、打上げ実施者のリスク軽減のため、打上げの時点における科学技術上の知見では予見し得なかった事態について、打上げ実施者の免責を認めるべきとの意見もある⁵⁰。なお、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法附則第6条と同法に対する衆参の委員会附帯決議を受け、平成27年5月、内閣府原子力委員会の下に原子力損害賠償制度専門部会が置かれ、制度の在り方等について現在も議論が行われており、その動向にも注目したい。

ウ 宇宙活動に係る官民連携等

第3次基本計画は、我が国の宇宙機器産業の事業規模を今後10年間で官民合わせて計5兆円に増やすことを目標に掲げている。世界的にも宇宙産業は今後も市場規模を増加していくとされ、特に新興国での需要増が見込まれる。現在の我が国の宇宙産業は官公需により支えられているため、政府は海外需要を掘り起こし宇宙ビジネスの海外展開を支援することを目的とし、平成27年8月、関係省庁や民間事業者から成る「宇宙システム海外展開タスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を立ち上げた。政府は、我が国が強みを有する宇宙システムを軸に、産学官で連携し、国・地域別、課題別ワーキンググループによる海外展開の取組を推進し、宇宙市場拡大を目指すとしており、平成28年3月には、アラブ首長国連邦（UAE）との間で火星探査機の打上げサービスの受注に成功した。

また政府は平成27年10月、国内の宇宙ビジネスの拡大に向け、「宇宙」をキーワードに、新産業・サービス創出に関心を持つ企業・個人・団体等が参加するネットワーキング組織として「スペース・ニューエコノミー創造ネットワーク」を創設した。その活動においては関係省庁やタスクフォースとの連携も企図されており、平成29年度は当活動を通じ100以上の宇宙新事業創出を図ることを目標としている⁵¹。今後このような官民連携が我が国の宇宙ビジネスの成長にどのように寄与するか期待される。

⁴⁷ 核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害をいう（原賠法第2条第2項）。

⁴⁸ 第177回国会参議院予算委員会会議録第14号15頁（平23.5.2）や東京電力福島第一原子力発電所事故に係る原子力損害賠償及び当該事故を起因とするエネルギー政策の見直し等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質177第215号、平23.6.7）を参照。

⁴⁹ 大気汚染防止法や水質汚濁防止法にも同様の規定がある。

⁵⁰ 前掲注46

⁵¹ 内閣府「平成29年度内閣府重点施策」15頁（平28.8）

<<http://www.cao.go.jp/yosan/juten/juten29/juten29.pdf>>（平28.9.16最終アクセス）

(2) 衛星リモートセンシング法案の主な論点

ア 許可制度に係る装置や記録の範囲

本法律案で提供の制限を課す衛星リモートセンシング記録は、衛星リモートセンシング装置により得られたデータのうち、対象物判別精度、加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、電磁的記録が記録されてから経過した時間等を勘案し、安全保障に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める基準に該当するものである。

具体的にどのような記録が規制の対象に該当するかは法案成立後に定められることとなるが、人工衛星から得られるデータは安全保障上重要なだけでなく、商業利用や防災など幅広い分野で有益である。今後更なる利用が見込まれることから、一定のルールの下に運用されるべきであるが、衛星リモートセンシング記録を利用する事業者等が安心して活動できるよう、宇宙活動法案と同様に制度設計においては過剰な規制とならないように十分留意されると同時に、その内容ができるだけ早期に示されることが重要である。

イ 記録の提供に係る制限の在り方

衛星リモートセンシング記録の提供に制限を設けるに当たっては、明確な基準の策定や、提供の可否を迅速に判断する仕組みの構築が重要となる。本法律案では、内閣総理大臣が安全保障上の理由により命ずることができるとする記録の提供禁止の範囲や期間を必要最小限度としているが、記録の提供禁止による経済的損失など民間事業者に対する影響は少なくないことが想定されるため、制限された場合の補償の有無等を含む提供の制限の考え方についてより具体的に示される必要があるだろう。

ウ 今後策定される衛星リモートセンシング関連政策に関する方針の在り方

基本計画工程表（平成 27 年度改訂）は、「我が国の安全保障上の利益とリモートセンシング衛星の利用・市場の拡大についてのバランスに配慮すべく、衛星リモートセンシング関連政策に関する方針を平成 28 年度末までに策定する」とし、現在宇宙政策委員会で検討が行われている。同委員会の「衛星リモートセンシング関連政策に関する方針の検討の方向性」⁵²では、関連政策を行う目的として、安全保障上の利益への貢献、国民生活に必要な社会基盤の維持、産業基盤及び競争力の維持・強化、科学技術の能力向上、外交政策上の利益への貢献等の実現が挙げられている。衛星リモートセンシング記録の活用による産業振興に限らず、記録をより有意義なものに加工する技術の向上や人材の育成など諸課題の達成に向け、幅広い観点から方針が策定されることが望まれる。

(3) 両法律案・宇宙政策全般に係る主な論点

ア 宇宙政策と安全保障政策との関係性

宇宙開発は米国やソビエト連邦を中心として軍事利用を目的に推進された歴史があるが、我が国の宇宙開発利用は、昭和 44 年、衆議院で「わが国における宇宙の開発及び利

⁵² <<http://www8.cao.go.jp/space/committee/27-sangyou/sangyou-dai2/sankou1-2.pdf>> (平 28.9.16 最終アクセス)

用の基本に関する決議」で示されたように平和の目的に限り進められてきたところ⁵³、平成 20 年の宇宙基本法では、宇宙開発利用は「日本国憲法の平和主義の理念」にのっとり行われるものと規定され、専守防衛の範囲であれば自衛隊等の利用は可能とされるようになった。平成 24 年の J A X A 法改正では、それまで平和目的に限っていた目的規定が改正され、J A X A は安全保障を含む政府全体の宇宙開発利用を支える機関となり、平成 25 年 4 月から防衛省と複数の研究協力協定を締結するなど、防衛省との関係は以前より深まりつつある。また第 3 次基本計画では、宇宙政策の目標の一つとして「宇宙安全保障の確保」が掲げられ、平成 25 年 12 月閣議決定の国家安全保障戦略を踏まえ、安全保障分野で宇宙を積極的に活用していくことの必要性や、日米間の宇宙協力の強化について言及され、J A X A については、宇宙の安全保障利用のため、その有する宇宙技術や知見等に関し、引き続き防衛省との連携の強化を図るとされている。様々な分野において万全の安全保障策が講ぜられる必要があることは言うまでもないが、宇宙開発をめぐる国際的潮流から、こうした宇宙政策や研究機関の役割に係る一連の見直しに対して、宇宙開発の軍事目的への転換などを懸念する声がある⁵⁴。

一方、宇宙活動においては、スペースデブリの増加や衛星への攻撃などのリスクへの対応も重要であり、宇宙安全保障の確保策として、スペースデブリ回避のための宇宙状況監視（S S A）の体制の確立と能力の向上が目指されているほか、測位、通信、情報収集等のための宇宙システムを強化するなどの取組が進められている。国際協力のためにもこのような取組は非常に重要であり、宇宙政策との関連における安全保障政策について懸念を払拭するとともに、その重要性について理解が深まるよう、政府は丁寧に説明責任を果たす必要があるだろう。

イ 宇宙政策に係る政府の体制

両法律案が成立・施行された場合、政省令の整備や許可申請の処理等に係る業務は内閣府宇宙開発戦略推進事務局⁵⁵が担うこととなる。許可の基準等に係る政令の制定・改廃に当たっては、宇宙政策委員会からの意見聴取を必要としていることから、業務量の増加に見合う必要な人員や予算等の体制確保が求められる。また、両法律案の成立如何に限らず、宇宙関連産業の拡大のための国内の民間事業者に対する制度上の支援や安全保障体制の強化に資するための国際協力等は積極的に講じられるべきである。

また平成 28 年 4 月には、J A X A とアメリカ航空宇宙局（N A S A）などが共同開発し、300 億円超の国費が投じられた X 線天文衛星「ひとみ」が宇宙空間で分解し、打上げから 2 か月余りで運用を断念する事態が発生した。単純ミス積み重ねが原因とされ

⁵³ 第 61 回国会衆議院本会議録第 35 号 1 頁（昭 44.5.9）。なお、参議院でも宇宙開発事業団法案に対する附帯決議として同趣旨の決議が行われている（第 61 回国会参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第 9 号 1 頁（昭 44.6.13））。

⁵⁴ 例えば問題点として、軍学共同研究の研究成果が公表されないことなどがある（『東京新聞』（平 28.5.18））。

⁵⁵ 第 189 回国会で成立した「内閣の重要政策に関する総合調整等の機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 66 号。いわゆる内閣官房・内閣府スリム化法）により、平成 28 年 4 月 1 日、内閣府宇宙戦略室と内閣官房宇宙開発戦略本部事務局が統合される形で誕生した。なお、本改正では宇宙基本法も改正され、基本計画の本文部分は本部決定を経た上で閣議決定されることとなり、第 3 次基本計画については、同日、技術的修正を施した後に閣議決定された。

批判は少なくないが、文部科学省の平成 29 年度予算概算要求に後継機開発に係る費用が計上された。国が携わるプロジェクトについては、国費を投じる観点から、その管理体制の見直し・強化を検討する必要があるのではないだろうか。

5. おわりに

宇宙基本法の制定当初から法整備の必要性について言及されてきたものの、宇宙活動法案の国会提出に至るまで約 8 年の年月を要した。我が国において、宇宙政策の優先順位がそれほど高いものでなかったことの証左であるように思われる。しかし今般、宇宙ビジネスの進展に向けた制度インフラとして両法律案が国会に提出されたこと、両法律案に関連した方針が今後策定されること等に鑑みると、我が国の宇宙政策は安全保障環境の変化への対応という観点にとどまることなく、多岐にわたり一層その重要性を増していくものと思われる。

それぞれの国の諸事情を考慮すべきではあるが、宇宙活動が活発な国では、今般の我が国の立法に向けた動きと同様の趣旨の法整備が既に行われている。諸外国の宇宙政策や宇宙関連法制との差異を比較することは、我が国における今後の宇宙ビジネスの発展に資するものがあるのではないだろうか。また、宇宙政策のこれまでの総括や今後の在り方など、中長期的な観点から諸課題についても活発な議論が行われることが予想される。本稿がその一助となれば幸いである。

【参考文献】

小塚荘一郎・佐藤雅彦 編著『宇宙ビジネスのための宇宙法入門』（有斐閣、2015 年）
NEC「人工衛星」プロジェクトチーム『人工衛星の“なぜ”を科学する』（アーク出版、2012 年）
池内了『宇宙開発は平和のために—宇宙の軍事化に乗り出した日本』（かもがわ出版、2015 年）

(はせ ゆうた)